

千葉市家計改善支援事業運営要領

1 目的

家計改善支援事業は、家計収支の均衡がとれていない等、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに入計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や助言を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

2 定義

(1) 「家計改善支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者に対する家計改善支援事業（以下「被保護者家計改善支援事業」という。）

イ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業（以下「生活困窮者家計改善支援事業」という。）

(2) 「家計改善支援員」とは、家計に課題を抱える生活困窮者等に対して、家計改善の支援等を行う者をいう。

3 実施主体

(1) 家計改善支援事業の実施主体は、千葉市とする。

(2) 千葉市は、家計改善支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他千葉市が適当と認める民間団体に業務を委託して実施するものとする。同事業の受託者は、委託契約内容に基づいて同事業を実施するものとする。

4 対象者

家計改善支援事業の対象者は、次のとおりとする。

(1) 被保護者家計改善支援事業の対象者は、家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、当該事業への参加を希望する世帯及び大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる世帯その他千葉市長が支援を必要と認める世帯とする。

例えば、過去に家賃や光熱水費等を滞納したことがある世帯、就労収入が毎月一定でない世帯、児童手当や児童扶養手当を受給しており、月によって収入が異なる世帯、過去の職歴や生活歴等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯等が考えられる。

- (2) 生活困窮者家計改善支援事業の対象者は、市内に居住する生活困窮者であって、千葉市長が支援を必要と認める世帯（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者（以下「生活保護受給者」という。）を除く。）とする。

例えば、家計の状況を十分に認識していない世帯、収支の変化が大きい世帯、債務や滞納等を抱えている世帯等が考えられる。

5 事業内容

家計改善支援事業は、事業の実施に当たり、家計表やキャッシュフロー表等を活用して相談者とともに家計に関する課題を「見える化」し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して相談者の家計管理の力を高め、家計に関するプラン（以下「家計再生プラン」という。）を作成し、早期の生活再生を目指していくために、次の取組を実施することを内容とする。

(1) 支援内容

ア 家計管理に関する支援

家計改善支援員は、相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

イ 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

家計改善支援員は、アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況等を勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、千葉市の担当部署や事業所等との調整や申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

家計改善支援員は、多重・過重債務等により債務整理が必要な者等に対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

エ 貸付のあっせん

家計改善支援員は、相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や使途、家計再生の見通し等を記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プラン等を貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査に繋げる。

オ 大学等への進学費用等に関する支援

家計改善支援員は、希望する大学等に進学する場合に必要な入学金や授業料等の経費の概算を示すとともに、生活保護制度における進学資金の準備方法について各区保健福祉センター社会援護課（中央区及び若葉区においては社会援護第一課及び社会援護第二課、以下「社会援護課」という。）の担当ケースワーカー（以下「ケースワーカー」という。）と連携し助言を行う。また、利用可能な奨学金や貸付制度の紹介を行うほか、進学後の家計についての助言等を行う。

（２）支援の流れ

家計改善支援員と自立相談支援機関及び各区社会援護課は、アセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら支援を行う。

ア 生活困窮者等の把握、アウトリーチ

（ア）ケースワーカーは、被保護者家計改善支援事業の実施にあたっては、ケースワーク等を通じて状況把握に努めることで、被保護者家計改善支援事業の対象者の把握に努めるものとする。

（イ）家計改善支援員は、生活困窮者家計改善支援事業の実施にあたっては、千葉市自立相談支援事業運営要領第3第2号に掲げる自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、多重・過重債務の相談窓口や貸付機関、千葉市の関係部署等との連携を図り、早期発見のためのネットワークを構築する。

また、必要に応じて家計管理に関する講習会や出張相談等を実施する等、対象者の早期把握に向けた取組を行う。

イ 利用申込み

（ア）ケースワーカーは、被保護者家計改善支援事業の実施にあたっては、日々のケースワーク等を通じて事業の利用を必要とする者を把握し、その者が事業の利用を希望する場合は、相談受付・申込票（様式1）に必要事項を記入させる。

（イ）自立相談支援機関又は家計改善支援員は、生活困窮者家計改善支援事業の実施にあたっては、事業の利用を希望する者から相談を受け付け、自立相談支援機関

使用標準様式の相談受付・申込票に必要事項を記入させる。

ウ アセスメント

家計改善支援員は、相談者の生活の状況と家計が見える形で示すため、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。併せて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

なお、アセスメントにおいては、把握すべき情報に漏れがないようにするとともに、情報の共有が円滑に行われるようにすること等を目的に、必要に応じてインタビュー・アセスメントシート等の様式を活用する。

また、ケースワーカーは、被保護者家計改善支援事業の実施にあたっては、面談の場に同席する等、支援員と連携の上で支援を行う。

エ 家計再生プラン策定

家計改善支援員は、アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。この際には、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロー表を活用する。

なお、家計再生プランによる支援期間は、原則1年とするが、相談者の状況により柔軟に対応するものとする。

オ 各区社会援護課が行う会議及び千葉市自立相談支援事業運営要領第5に掲げる支援調整会議への参加

家計改善支援員は、被保護者家計改善支援事業の実施にあたっては、必要に応じて、各区社会援護課において行う会議に参加し、家計の視点から助言を行う。

また、生活困窮者家計改善支援事業の実施にあたっては、自立相談支援機関がプランを作成することとされており、その際には、家計相談支援員も原則として自立相談支援機関が開催する支援調整会議に参加し、家計の視点から協議する。

カ 支援サービスの提供

家計改善支援員は、相談者の状況に応じて、第5第1号による支援サービスを提供する。

キ モニタリング

家計改善支援員は、定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、自立相談支援機関及び各区社会援護課との情報共有を

図る。

ク 家計再生プランの評価

家計改善支援員は、家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、又はそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合、設定した目標の達成度や支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないか等の確認を行う。これにより、支援を終結させるか、又は新たに家計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

(3) 貸付機関との連携

貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う千葉県社会福祉協議会のほか、母子父子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。

なお、これらの公的貸付制度は市町村民税非課税世帯を対象とする等、対象者が限定されていることから、家計改善支援事業の利用者にはこれらの対象にはならない者も含まれることが考えられる。その場合、これらの公的貸付制度のほか、消費生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携も図りながら、利用者の一時的な資金ニーズを充足できるように支援を進めていくことも重要である。

(4) 配置職員

家計改善支援員は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。（ただし、当分の間は、この限りでない。）

なお、配置する家計改善支援員は、次のいずれかに該当する者等、生活保護受給者及び生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材であるものとする。

ア 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 社会保険労務士の資格を有する者

エ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者

オ アからエまでに掲げる者と同等の能力又は実務経験を有する者

6 留意事項

(1) 家計改善支援員は、事業の実施に当たっては、「家計相談支援事業の運営の手引き」

(平成27年3月6日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)や「被保護者家計改善支援事業の実施について」(平成31年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を参照する。

- (2) 家計改善支援員は、相談支援に当たっては、「家計相談支援事業の運営の手引き」別冊に掲載している様式を参考に、地域の実情に応じて適宜、様式を使用するものとする。
- (3) 家計改善支援員は、関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておく等、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえるものとする。
- (4) 家計改善支援員は、被保護者家計改善支援事業の実施にあたっては、生活保護費のやりくりによって生じた預貯金については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合には活用すべき資産にはあたらないものとして保有を容認することとしているため、ケースワーカーと使用目的等を予め調整するものとする。
- (5) 家計改善支援員は、被保護者家計改善支援事業の実施にあたっては、支援を実施する中で活用可能な給付金制度があることが明らかになった場合には、ケースワーカーに報告し、協議を行うものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。